

# 営業許可・届出制度が新しくなります！

平成30年6月に食品衛生法が改正されたことにより、  
**令和3年6月1日から**、実態に合わせて営業許可業種が見直されるとともに、新たに営業届出制度がスタートすることになりました。  
食品等事業者の方は、申請や届出の手続きが必要となる場合があります。

## ① 営業許可制度の見直し

現在34の許可業種が32の許可業種に変更されます。  
一部は届出業種に移行し、新たな許可業種が追加されています。

詳しくは裏面をご覧ください。

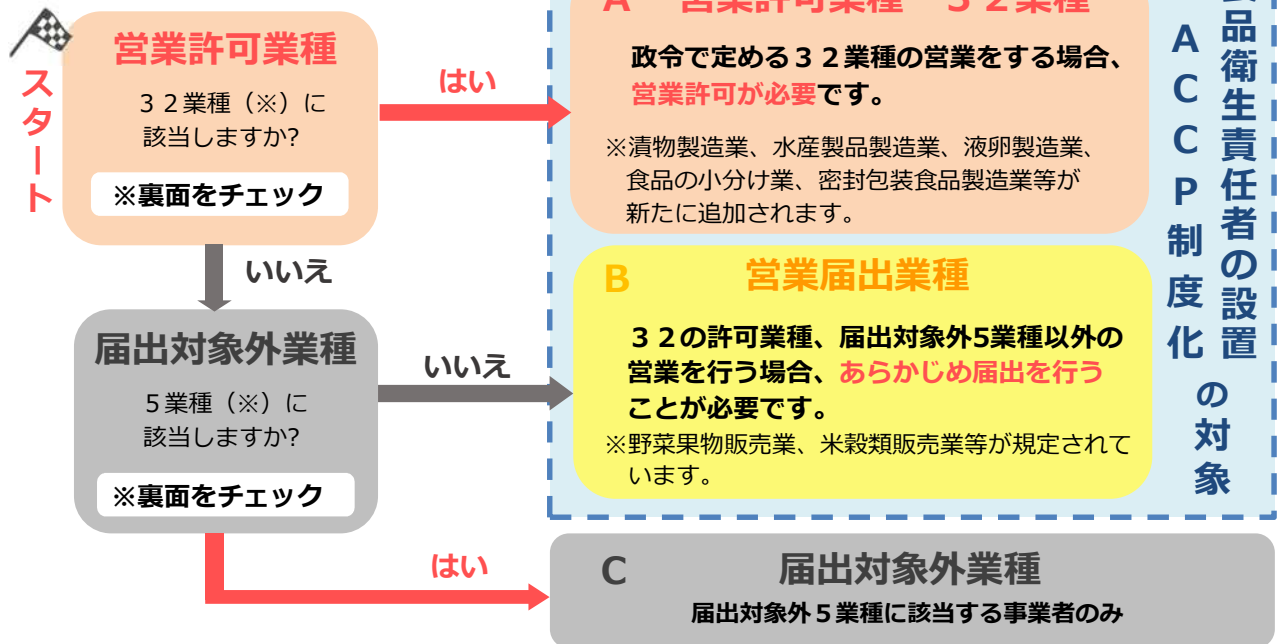
## ② 営業届出制度の創設

32の許可業種以外でも、営業を行う際には保健所へ届出を行う必要があります。  
(一部の業種を除く)

## ③ 「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」の制度化、 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大

営業許可・届出の対象事業者は、「HACCPに沿った衛生管理」を実施し、施設ごとに食品衛生責任者を設置する必要があります。

👉 必要な手続きについて  
まずチェックしましょう！



**A** に該当する方は**許可申請**、**B** に該当する方は**届出**の手続きが必要です。※一部経過措置があります。

ご相談、お問い合わせは

北九州市保健所

・門司区、小倉北区、小倉南区の営業施設  
**東部生活衛生課（食品衛生係）**

小倉北区馬借1丁目7-1  
総合保健福祉センター4階

☎093-522-8728

・若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区の営業施設  
**西部生活衛生課（食品衛生係）**

八幡西区黒崎3丁目15-3  
コムシティ6階

☎093-642-1818

## A 営業許可業種

- ・食中毒のリスク等を踏まえて、業種が再編され、**公衆衛生に与える影響が著しい営業**として、**32業種**が定められました。
- ・営業を行う際は、**あらかじめ営業許可を取得する**必要があります。 ※施設基準を満たすことが必要です。
- ・令和3年6月1日時点ですでに営業している事業者は、猶予期間等の経過措置があります。

- ① 飲食店営業 ② 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業  
③ 食肉販売業 ④ 魚介類販売業 ⑤ 魚介類競り売り営業 ⑥ 集乳業 ⑦ 乳処理業 ⑧ 特別牛乳搾取処理業  
⑨ 食肉処理業 ⑩ 食品の放射線照射業 ⑪ 菓子製造業 ⑫ アイスクリーム類製造業 ⑬ 乳製品製造業  
⑭ 清涼飲料水製造業 ⑮ 食肉製品製造業 ⑯ **水産製品製造業** ⑰ 冰雪製造業 ⑱ **液卵製造業**  
⑲ 食用油脂製造業 ⑲ **みそ又はしょうゆ製造業** ⑳ 酒類製造業 ㉑ 豆腐製造業 ㉒ 納豆製造業  
㉓ 麺類製造業 ㉔ **そうざい製造業（そうざい半製品を含む）** ㉕ 複合型そうざい製造業 ㉖ 冷凍食品製造業  
㉗ 複合型冷凍食品製造業 ㉘ **漬物製造業** ㉙ **密封包装食品製造業** ㉚ **食品の小分け業** ㉛ 添加物製造業

※特に、**水産製品製造業**〔明太子、魚介類の干物などの製造〕、**液卵製造業**〔液卵の製造〕、**漬物製造業**〔漬物の製造〕、**密封包装食品製造業**〔密封包装食品であって常温で保存が可能なものを製造する営業〕、**食品の小分け業**〔要許可品目を小分けする営業〕に該当する方は、早めに保健所までご相談ください。

## B 営業届出業種

営業許可業種、届出対象外業種を除く**すべての食品等事業者**が対象となります。

- ・営業を行う際は、保健所に**あらかじめ届出**を行うことが必要となります。
- ・令和3年6月1日時点ですでに営業している事業者は、施行後6ヶ月以内（**令和3年11月30日まで**）に届出が必要です。

### ✓業種例

#### ○ 旧許可業種であった営業

魚介類販売業（包装鮮魚介類）、食肉販売業（包装食肉）、乳類販売業、冰雪販売業、  
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）、食品の冷凍・冷蔵業（倉庫業）

（例外）

施行時にすでに営業を行っている方は、届出済みとみなされるため**届出の手続きは不要**

#### ○ 許可32業種以外の販売業、製造・加工業

野菜・果物販売業（例：青果店）、米穀類販売業（例：米屋）、調味料製造業、海藻製造・加工業、製茶業、卵選別包装業（GPセンター）等

#### ○ 合成樹脂製の器具・容器包装の製造業

（例外）

#### ○ 集団給食施設（1回20食程度以上）

調理業務を外部に委託する場合は、受託事業者は**令和3年6月1日までに飲食店営業の許可が必要**

#### ○ 行商

## C 届出対象外業種

届出の対象とならない業種は、**公衆衛生に与える影響が少ない営業**として、政令で決められた以下の5業種です。

- ① 食品・添加物の輸入業
- ② 食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業（食品の冷凍・冷蔵業（倉庫業）は、届出業種になります。）
- ③ 常温包装品の販売業
- ④ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- ⑤ 器具・容器包装の輸入・販売業

## HACCPに沿った衛生管理の制度化※

- ・営業許可業種、営業届出業種に該当する**すべての食品等事業者**は、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められることになりました。
- ・規模や業種等によって、「**HACCPに基づく衛生管理**」か「**HACCPの考え方を取り入れた衛生管理**」のいずれかの衛生管理を実施する必要があります。

## 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大※

- ・営業許可業種、営業届出業種に該当する**すべての食品等事業者**は、**施設ごとに食品衛生責任者を設置**する必要があります。

※合成樹脂製の器具・容器包装の製造業者は、別途、製造管理規範（GMP）による製造管理が制度化されたため対象外です。

詳しくはホームページをご参照ください！



HACCPに沿った衛生管理



営業許可・届出制度の見直し